

多摩市告示第471号

多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱を次のとおり定める。

令和7年11月18日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩市健幸ポイント事業の一環として、ウェアラブル端末及び体組成計（以下「貸出機器」という。）を貸し出すことにより、市民の健幸習慣（市民の誰もが健康で幸せに過ごすことができるための行動その他の生活習慣をいう。）の定着を図り、健幸まちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多摩市健幸ポイント事業 市民の誰もが健康で幸せに過ごせる健幸都市の実現を目指す健幸まちづくりに係る取組であって、健幸ポイント（健幸的な行動（歩数、食事、睡眠、血圧などの健康に関する記録、健康活動、運動その他多摩市（以下「市」という。）が開催する健康に関する催しへの参加等の行動をいう。）に対して付与される点数で、市が指定する方法により商品等と交換できるものをいう。以下同じ。）を付与することにより市民の健康管理における行動変容を促すための事業をいう。
- (2) 健幸ポイントアプリ 多摩市健幸ポイント事業において、健幸ポイントの付与及び情報の提供を行うスマートフォン用のアプリケーションソフトウェアをいう。
- (3) ウェアラブル端末 手首に装着することが可能な小型の端末機器で、歩数、心拍数、消費カロリー、睡眠等の状況を自動で計測できるものをいう。
- (4) 体組成計 体重、体脂肪率、内臓脂肪レベル等の測定ができる測定器をいう。

(貸出事業)

第3条 市は、貸出機器の貸出しをする事業（以下「貸出事業」という。）を行う。

2 多摩市長（以下「市長」という。）は、貸出事業の業務の実施について、当該業務を適切に行うことができる者にその一部を委託することができる。

(対象者)

第4条 貸出機器の貸出しを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 18歳以上である者
- (2) 健幸ポイントアプリを利用することができる者であって、貸出機器と健幸ポイントアプリを連携することができるもの
- (3) 貸出機器と健幸ポイントアプリの連携により健幸ポイントアプリに記録された健康に関するデータについて、特定の個人を識別することができないように加工して取得したものを市が利用、加工及び公表をすることに同意する者

(貸出申請)

第5条 貸出機器の貸出しを受けようとする者は、多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出申請書兼同意書（第1号様式）により市長に申請をしなければならない。

（貸出決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出機器を貸し出すことが適當と認めるときは貸出しを決定し、貸出機器を貸し出すことが適當でないと認めるときは貸出しをしないことを決定し、その旨を多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出決定・不可決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による貸出機器の貸出しの決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

（貸出品の貸出し）

第7条 市長は、前条第1項の規定により貸出機器の貸出しの決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、貸出機器、貸出機器の取扱説明書、貸出機器の収納箱その他附属する物品（以下「貸出品」という。）を貸し出すものとする。

（貸出期間）

第8条 貸出品の貸出期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間が満了した後において多摩市健幸ポイント事業が引き続き行われる場合は、貸出期間を延長することができるものとする。

（貸出機器の利用料金等）

第9条 貸出機器の貸出しは、無償とする。ただし、貸出機器の利用に係る通話料、通信料、電気料金、電池代その他の貸出機器の引渡し後に生じる費用は、利用者の負担とする。

（申請事項の変更）

第10条 利用者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、市長に報告しなければならない。

（貸出決定の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による貸出機器の貸出しの決定を取り消すことができる。

(1) 対象者に該当しなくなったとき。
(2) 貸出機器の不正な利用をしたときその他貸出機器を利用することができないと市長が認めるとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸出機器の貸出しの決定を取り消したときは、多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出決定取消通知書（第3号様式）により利用者に通知するものとする。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出機器と健幸ポイントアプリを連携して利用すること。
- (2) 取扱説明書により貸出機器を適切に使用し、紛失、破損及び故障のないよう注意すること。
- (3) 貸出機器の分解、改造、処分、転貸、譲渡又は転売をしないこと。

（貸出品の返却）

第13条 利用者は、多摩市外へ転居したとき、貸出機器の利用を終了したとき、貸出期間が終了したとき、多摩市健幸ポイント事業が終了したとき又は第11条第1項の規定により貸出機器の貸出しの決定を取り消されたときは、多摩市健幸ポイント事業貸出機器返却届（第4号様式）により市長に届け出て、遅滞なく貸出品を返却しなければならない。

2 貸出品の返却は、原則として多摩市役所への持参又は郵送の方法によりしなければならない。ただし、市長がこれら以外の方法を認めるときは、この限りではない。

（故障、破損等）

第14条 利用者は、貸出機器に故障、破損等が生じたときは、多摩市健幸ポイント事業貸出機器故障・破損等報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、利用者の故意又は過失その他利用者の責めに帰すべき理由により貸出機器に故障、破損等が生じたときは、市が行う修理又は交換に係る費用に相当する額を利用者に請求するものとする。

（取得データの取扱い）

第15条 市長は、貸出機器によって計測し、又は測定され、健康ポイントアプリに記録された利用者の健康に関するデータの利用、加工及び公表に当たっては、特定の個人を識別することができないよう必要な加工をするなど、十分な配慮をしなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号
 メールアドレス

多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出申請書兼同意書

多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器の貸出しを受けたいので、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第5条の規定により申請します。

なお、貸出機器を利用に当たり、次の事項について同意します。

【同意事項】※同意する場合は、□に✓を付してください。

- 健幸ポイントアプリと連携して利用すること。
- 貸出機器の利用に係る通話料、通信料、電気料金、電池代その他の貸出機器の引渡し後に生じる費用は、利用者の負担とすること。
- 紛失、破損及び故障のないよう注意し使用すること。
- 分解、改造、処分、転貸、譲渡又は転売をしないこと。
- 多摩市外へ転居したとき、貸出機器の利用を終了したとき、貸出期間が終了したとき、多摩市健幸ポイント事業が終了したとき又は貸出しの決定を取り消されたときは、貸出品を返却すること。
- 貸出機器に故障又は破損が生じたときは、その旨を市長に報告すること。
- 故意又は過失により貸出機器を故障させ、又は破損させた場合は、修理又は交換に必要な費用を負担すること。
- 利用状況の確認、貸出し又は返却に関する連絡、貸出事業に関するアンケートを実施する場合に市が多摩市健幸ポイント事業により取得した個人情報を利用すること。
- 貸出機器と健幸ポイントアプリの連携により特定の個人を識別することができないように加工して取得した健幸ポイントアプリ内のデータについて、市が利用、加工及び公表すること。

多摩市使用欄

貸出決定日	年 月 日		
貸出機器	ウェアラブル端末		
管理番号	体組成計		
アプリID			
申請事項の 変更	変更1	変更項目（ <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号） 変更内容（ ）	
	変更2	変更項目（ <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号） 変更内容（ ）	
返却日	年 月 日		
備考欄			管理番号

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

多摩市長

多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出決定・不可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器の貸出しについて、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸出機器の貸出しの可否

- 貸出機器の貸出しをします。
- 貸出機器の貸出しをしません。

2 貸出機器の貸出しをする場合の条件

貸出機器の貸出しを受ける場合は、次の条件を遵守してください。

- (1) 貸出機器は、健幸ポイントアプリと連携して利用すること。
- (2) 貸出期間は、貸出しを決定した日から 年 月 日までとする。ただし、その期間が満了した後に多摩市健幸ポイント事業が継続する場合は、延長することがある。
- (3) 貸出しに係る費用は、無償とする。ただし、貸出機器の利用に係る通話料、通信料、電気料金、電池代その他の貸出機器の引渡し後に生じる費用は、利用者の負担とする。
- (4) 住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、報告すること。
- (5) 貸出しの対象者に該当しなくなったとき、不正な利用があったときその他要綱の規定に違反したときは、貸出機器の貸出しの決定を取り消すことがあること。
- (6) 取扱説明書により貸出機器を適切に使用し、紛失、破損及び故障のないよう注意すること。
- (7) 貸出機器の分解、改造、処分、転貸、譲渡又は転売をしないこと。
- (8) 多摩市外へ転居したとき、貸出機器の利用を終了したとき、貸出期間が終了したとき、多摩市健幸ポイント事業が終了したとき又は貸出しの決定を取り消されたときは、貸出品を返却すること。
- (9) 貸出機器に故障、破損等が生じたときは、速やかに報告し、その故障、破損等が利用者の故意又は過失その他利用者の責めに帰すべき理由によるときは、修理又は交換に係る費用に相当する額を負担すること。

3 貸出機器の貸出しをしない場合の理由

第3号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日
様

多摩市長

多摩市健幸ポイント事業貸出機器貸出決定取消通知書

年 月 日付けで通知した多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器の貸出しについて、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり貸出しの決定を取り消したので通知します。

については、多摩市健幸ポイント事業貸出機器返却届により届け出て、貸出品を返却してください。

記

【貸出決定の取消理由】

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

利用者 住 所
氏 名
電話番号

多摩市健幸ポイント事業貸出機器返却届

多摩市から貸出しを受けた多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器について、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第13条第1項の規定により返却します。

1 返却届出日

年 月 日

2 返却理由

- (1) 多摩市外への転居
- (2) 貸出機器の利用の終了
- (3) 貸出期間の終了
- (4) 多摩市健幸ポイント事業の終了
- (5) 貸出機器の貸出決定の取消し
- (6) その他（下記に理由を記載ください。）

3 返却方法

- 多摩市役所に持参
 - 多摩市役所に郵送
- ※ 郵送による費用は、利用者の負担となります。
- その他

4 備考

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

利用者 住 所
氏 名
電話番号

多摩市健幸ポイント事業貸出機器故障・破損等報告書

多摩市から貸出しを受けた多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器について、故障、破損等が生じたので、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第14条第1項の規定により報告します。

1 故障、破損等の年月日

年 月 日

2 故障、破損等があった貸出機器

- (1) ウェアラブル端末
- (2) 体組成計

3 故障、破損等の状況（複数選択可）

- (1) 画面の破損
- (2) 端末の破損（画面以外）
- (3) ボタンの陥没
- (4) ボタンの作動不良
- (5) 画面作動不良
- (6) 電源が入らない
- (7) 紛失
- (8) その他（下記に状況を記載してください。）

4 故障、破損等の理由

- (1) 落下
- (2) 水没
- (3) 不明
- (4) その他（下記に理由を記載してください。）

5 備考